

項 目	内 容
1. 商品名	定期積金
2. 販売対象	制限ありません。
3. 期間	1年・2年・3年・5年 *自動継続のお取り扱いはできません。
4. 預入(受入)方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 1,000円以上 100円単位
5. 払戻(支払)方法	満期日以後に給付契約額を一括してお支払いします。
6. 給付補填金 (1)適用利回り (2)支払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	契約時の当金庫営業店店頭に表示する期間別利回り(3年未満、3年以上)を満期日まで適用します(固定金利・確定利回り)。 満期日以後に一括してお支払いします。 掛金残高1,000円以上について付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に対し1年を365日とした計算により算出します。 給付補填金の20%(国税15%、地方税5%)が分離課税されます。 利回りは店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	ありません。
8. 付加できる特約事項	普通預金・当座預金からの自動振替による受け入れができます。
9. 重要事項について	毎月の積立が遅延した場合には、満期日を遅延期間より算出した期間繰り延べるか、または証書・通帳に記載の利回りに準じて計算した延滞利息をいただきます。掛金が払込日前に払い込まれた場合には、先払割引金を証書・通帳に記載の利回りに準じて計算します。 上記については、遅延日数および先払日数が当金庫における基準日数を超えた場合に対象となります。 定期積金は預金保険の対象となります。(1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。) 定期積金は原則として満期日前に解約することは出来ません。やむをえず満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
10. その他参考事項	満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 この定期積金および定期積金証書ならびに通帳は、譲渡または質入れすることができません。

11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日 9 時～17 時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。</p>
-----------------------	--